

「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う 道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について

■ 道路交通法施行規則の一部改正

(1) アルコール検知器による酒気帯び確認の義務化の時期の見直し

改正府令の施行により、安全運転管理者に対し、以下の2点を義務付け

- 4月1日から目視等による酒気帯び確認
- **10月1日からアルコール検知器による酒気帯び確認**

➡ アルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、適用しないこととするもの

(背景)

- アルコール検知器の需要の増加に対して、供給キャパシティが追いついていない状況
- アルコール検知器の業界から、半導体不足、コロナ禍の物流停滞等により、**本年10月1日までに十分な数のアルコール検知器を供給することが不可能である旨の意見書の提出**
- 5～6月に実施した安全運転管理者に対するアンケートで、「必要台数の全てを入手済」と回答したのは**37.8%**【有効回答数：4,365】

(2) 改正道路交通法の一部施行に伴う規定の整備

改正法の一部施行により、バス停等における駐停車禁止の規制から除外する対象について

「旅客の運送の用に供する自動車」に拡大

- ➡
- 規制から除外する際に必要となる関係者の合意について定めた規定を整備
 - 条ずれに伴う規定の整理

■ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う 道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正

- 改正法の一部施行に伴い、いわゆる条ずれの規定の整理を行うもの

改正法：道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）

改正府令：道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）

内閣府令案に対する意見公募手続の実施結果について

意見公募の結果

期間： 令和4年7月15日（金）から8月13日（土）まで（30日間）

意見総数： 187件

主な意見及びこれに対する警察庁の考え方

【バス停等における駐停車に係る規定を整備することについて】

- 早急に整備することに賛成である。

【当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすることについて】

- アルコール検知器が品薄であり、令和4年10月までにアルコール検知器を入手することが困難であることから、賛成である。
- 既にアルコール検知器を入手していることから、反対である。
⇒ 既にアルコール検知器を入手することができた事業所にあつては、法令上の義務ではないが、これを用いた運転者の酒気帯びの有無の確認を行っていただきたい。
- アルコール検知器の導入を促進するため、「当分の間」ではなく、具体的な時期を定めるべきである。
⇒ 現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立っていないため、具体的な時期を示すことはできないが、その見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、できるだけ早期に適用したい。

【その他】

- アルコール検知器の使用義務化に係る規定を削除すべきである。
⇒ 業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止を図るために必要な規定である。
- 一部の業種については、アルコール検知器の使用義務を免除すべきである。
⇒ 安全運転管理者の選任が必要な全ての事業所において、飲酒運転防止に一層取り組むことが期待される。
- 運転者の酒気帯びの有無を確認する方法について、安全運転管理者等の業務負担を踏まえて見直すべきである。
⇒ 対面が原則であるが、困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよい。